

# 国民健康保険税

## 納税通知書を 6月29日(水)に 発送します

平成23年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を6月29日(水)にお送りします。なお、6月に40歳になるかた(昭和46年6月2日~7月1日生まれ)がいる世帯には7月中旬にお送りします。

### 問い合わせは国保年金課へどうぞ

課税内容、軽減制度、特別徴収に関するこ

▶賦課担当☎(866)2099

納付に関するこ

▶収納推進室収納担当☎(866)2189

減額認定証に関するこ

▶給付担当☎(866)2098

口座振替に関するこ

▶収納推進室管理担当☎(866)2618



### 納付に困ったら早めに相談を

災害、病気、失業などで国保税の支払いが困難なかたには、納付の猶予や分割納付、減免(納期限の7日前まで手続きが必要です)などの制度があります。お早めに国保年金課収納推進室収納担当へご相談ください。

### 世帯主が後期高齢者医療の場合の納付

世帯主が後期高齢者医療制度の加入者になつても、ご家族が国保に加入している世帯は、世帯主が国保税の納稅義務者です。現在、口座振替で納付している世帯は、変更・解約などの申し出がない場合、引き続き同じ口座から国保税を振替します。

### 減額認定証の申請書を 対象者へ送ります

- 右記に該当する世帯で、すでに年金から引き落とし(特別徴収)になつてゐる世帯には、特別徴収用の納税通知書をお送りします。また、新たに特別徴取を受給している
- 対象(原則①~③すべてを満たす世帯)
- ①世帯主(納税義務者)を含む国保加入者のかた全員が65歳~74歳
  - ②世帯主のかたが年金を年18万円以上受給している
  - ③国保税と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない

収になる世帯は10月から年金の引き落としが始まるため、6月29日に発送する納税通知書は窓口納付用または口座振替用(7月~9月分)と特別徴収用(10月以降分)の2種類となります。

なお、特別徴収の対象となつた世帯でも、申し出により、口座振替による納付を選択することができます。口座振替への変更を希望するかたは、納税通知書と一緒にお送りするリーフレットに書いてある手続きを期限までに行ってください。

※年金から引き落としされた国保税を年末調整や確定申告で社会保険料控除として申告できるのは年金受給者(世帯主)本人だけです。

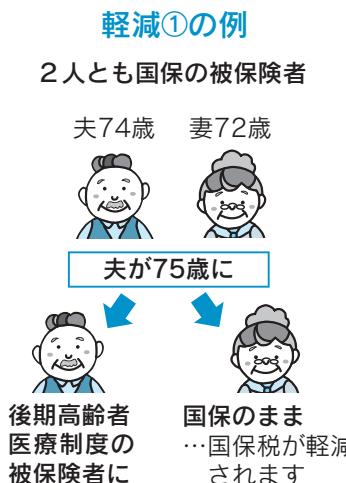
同じ世帯に、後期高齢者医療制度に入っているかたと国保に加入しているかたがいる場合は、国保税が次の①②のように軽減されます。なお、該当する世帯の税額は軽減後の金額に自動で計算しますので、申請は不要です。

軽減①：国保加入者が75歳になつたことで後期高齢者医療制度に加入し、国保加入者が1人になつた場合

軽減内容▼国保税の医療分・支援分の平等割が5年間半額になります

### 75歳以上のかたがいる 世帯の軽減制度①②

軽減される「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が、申請により交付されます。対象となるかたへ、6月24日(金)に申請書を発送します。申請期限は7月8日(金)です。詳しくは国保年金課給付担当へお問い合わせください。☎(866)2098



# 国保税の計算方法

国保税は「医療分」「支援分」「介護分」それぞれの所得割・均等割・平等割を合算して年額を算出します。それに上限があり、医療分が51万円(50万円から改正)、支援分が14万円(13万円から改正)、介護分は12万円(10万円から改正)となっています。また、世帯主と国保に加入しているかたが所得の申告をしていて、前年中の所得が一定額以下の場合は均等割額と平等割額の一部が減額されます。



## 期別の納付金額が 百円単位になります

特別徴収以外の国保税の納期は7月から翌年3月までの9期です。これまでには年額を9等分し、千円未満の端数分を「第1期」にまとめていました。今年度からは、「第1期」と「第2~9期」の納付額の差を少なくして納めやすくするため、端数の調整を百円未満とし、各期の納付額を百円単位にしました。

今後とも納期内納付にご協力をお願いします。

### 国保税 (年額)

40歳未満 ▶【医療分】+【支援分】  
40歳~64歳 ▶【医療分】+【支援分】+【介護分】  
65歳~74歳 ▶【医療分】+【支援分】

II

### 医療分

所得割額 平成22年1月~12月の  
総所得額 - 33万円 × 9.22%  
(税率)  
均等割額 加入者の人数 × 22,960円  
平等割額 1世帯あたり28,690円

+

### 支援分

所得割額 平成22年1月~12月の  
総所得額 - 33万円 × 2.51%  
(税率)  
均等割額 加入者の人数 × 6,620円  
平等割額 1世帯あたり7,450円

+(40歳~64歳のかたのみ)

### 介護分

所得割額 平成22年1月~12月の  
総所得額 - 33万円 × 2.88%  
(税率)  
均等割額 対象者の人数 × 8,950円  
平等割額 1世帯あたり8,570円

- ①以前から国保に入っている、また離職により新たに国保に入れる
- ②解雇や倒産による離職者のかたへの軽減制度

解雇や倒産などにより離職したかたで、次の①~⑤のすべてを満たすかたの国保税を軽減します。

## 解雇や倒産による離職者のかたへの軽減制度

**軽減②の例**  
夫は会社の健康保険の被保険者、妻は夫の被扶養者  
夫75歳 妻72歳  
  
夫が退職  
後期高齢者 医療制度の 被保険者に  
国保の被保険者に …国保税が発生しま  
すが軽減されます

\* 法律で定められた軽減制度のうち、7割または5割軽減に該当するかたは所得割だけが軽減されます。

加入了したため、その被扶養者だった65歳以上のかたが国保に加入した場合、所得割が0円に、均等割が半額になります。また、ほかに国保加入者がいない場合は、さらに平等割の半額が減額されます。



\* 平成22年3月31日から平成23年3月30日までに離職したかたは、今年度も軽減対象になります。すでに申請したかたは、再度申請する必要はありません。

申請手続き ▶世帯主(家族の代理可)のかたが、軽減対象者の雇用保険受給資格者証(同時に国保に加入するかたは加入していた健康保険の資格喪失証明書も)を持って、国保年金課3番窓口、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所へ

軽減内容 ▶平成22年度以降で離職日の翌日が属する年度と、その翌年度において、国保税額を計算するときに「前年の給与所得」を本来の金額の100分の30で計算します

軽減内容 ▶平成22年度以降で離職日の翌日が属する年度と、その翌年度において、国保税額を計算するときに「前年の給与所得」を本来の金額の100分の30で計算します

④雇用保険受給資格者証の交付を受けた(雇用保険受給資格者証について詳しく述べください。☎(864)4111)

### 軽減②

：会社などの健康保険に入っていたかたが、後期高齢者医療制度に

③平成21年3月31日以後に離職した

④雇用保険受給資格者証の交付を受けた(雇用保険受給資格者証について詳しく述べください。☎(864)4111)

⑤雇用保険受給資格者証の離職理由が、雇用保険法で定める「特定受給資格者(解雇、倒産など)」か「特定理由離職者(病気、出産、育児など)」に該当する